

令和7年度 第5回葛飾区男女平等推進審議会 **議事録**

日 時：令和8年3月25日（水）午後3時00分～午後5時00分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：柚木会長 林委員 坂井委員 市村委員 井上委員 鈴木委員

佐々木委員 島野委員 青柳委員 鳥居委員 松田委員

Zoomでの参加者：板井会長職務代理、黒崎委員、齊藤委員

欠 席：杉江委員、千田委員

事務局：今井総務部長、算人権推進課長、村上係長、濱崎

成岡係長、政策企画課鳥海係長

速記者：株式会社グリーンエコ児玉、高橋

傍聴者：1名

次 第：

1 開会

2 傍聴人の入室可否

3 新任委員あいさつ

4 事務局あいさつ

5 議題

（1）葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標に係る事務局案に対する回答について

（令和8年3月25日現在）

資料1

（2）葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告まとめ（骨子）の決定について

資料2

（3）葛飾区男女平等推進計画（第7次）計画事業一覧表（案）について

資料3

（4）令和8年度葛飾区男女平等推進審議会の日程について

資料4

6 その他（報告事項）

（1）男女平等に関する国内の動向や取り組みについて（令和8年1月現在）

報告資料

（2）令和8年度委員改選について

（3）次回の開催日時について

7 閉会

<事前送付資料>

次第

葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

資料4 令和8年度葛飾区男女平等推進審議会 開催日程

報告資料 男女平等に関する国内の動向や取り組み

そのほか

- ・葛飾区男女平等推進条例
- ・葛飾区男女平等推進審議会規則
- ・葛飾区男女平等推進審議会運営要領

<当日机上配布資料>

- (1) 「葛飾区男女平等推進計画(第7次)」の成果指標に係る事務局案に対する回答について
(令和8年3月25日現在)：資料1
- (2) 「葛飾区男女平等推進計画(第7次)中間報告のまとめ」冊子：資料2
- (3) 令和7年度第4回男女平等推進審議会にて議決した体系図(令和8年2月9日現在)(A3)
- (4) 「葛飾区男女平等推進計画(第7次)計画事業選定調査結果：資料3-1
- (5) 「葛飾区男女平等推進計画(第7次)計画事業一覧：資料3-2
- (6) 座席表
- (7) 成果指標

議 事 録

1. 開 会 ※以下、事務局は「人権推進課長」が原則として発言

会長：時間になりましたので、開始させていただきます。

皆様、本日は、年度末のお忙しい中、お足元の悪い中、ご出席くださいましてありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第5回葛飾区男女平等推進審議会を開催させていただきます。Zoomでご参加の方も何名かいらっしゃると思いますが、皆さん、音声の方はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

本日の開催時間は2時間弱を予定しております。終了時間は、夕方17時ぐらいとなります。皆様、どうぞ宜しく願いいたします。すいません、私、風邪気味で声が出づらくなっていますが、いつものように活発なご意見、ご協力よろしく願いいたします。

先ず始めに、葛飾区男女平等推進会審議会規則第3条第2項の規定に基づく定足数を確認させていただきます。

事務局より、本日ご欠席の委員の方の説明と出席人数を説明してください。

事務局：本日の審議会の出席委員は16名中16名ということで何ってございます。定足数に達している状況です。

2. 傍聴人の入室可否

会長：次に、葛飾区男女平等推進条例第13条の規定に基づき、本日の会議を公開とさせていただきます。また、審議会運営要綱に基づき、本日の傍聴希望者について事務局に確認いたします。傍聴希望者数を教えてください。

事務局：本日の傍聴人の人数は、希望者は2名となっております。

会長：審議会運営要綱の規定に基づき、これより会議の議事を公開とし、2名の方に傍聴いただきます。

委員の皆様方、よろしいでしょうか。では、傍聴を許可します。

事務局の方は入口の扉を開けてください。傍聴人の方は、静粛を旨とするほか、お手元の注意書きを守ってくださいますようお願いいたします。

事務局：先ほどの報告に訂正がございます。本日、2名の委員につきましては、都合により欠席するという連絡が入ってございました。

会長：欠席が2名で定数が14ですね。

3. 新任委員紹介

会長：新任委員のご紹介に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局：令和7年11月に開催されました第3回審議会をもちまして、津村委員が退任されております。後任者は市村静子委員となります。委員、一言ご挨拶をお願いします。

委員：葛飾区民生児童委員職務代理をしております。また、新宿地区民生児童委員の会長をしております市村静子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。初めての会ですし、まして、男女平等に関することについてはまだまだ勉強不足でございますので、どうぞ皆様よろしくご指導のほどお願いいたします。

4. 事務局あいさつ

会長：委員、ありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。それでは次に、事務局の総務部長より挨拶をお願いいたします。

総務部長：皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中、また雨降りの中、お越しいただきましてありがとうございます。今日は、いよいよ男女平等推進計画（第7次）の形が見えてきたと言いますか、中間の骨子の決定と、それから7次の計画事業一覧の判断もございまして、非常に大事な局面を迎えたのかなと思います。私も、仕事柄、色々な会議に出させていただく機会があるのですが、男女平等審議会は、非常に活発にご議論いただく会だと感じております。

今日は、大事な議題がございますので、それぞれの立場から、活発に議論いただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。

次に事務局より事前配布資料及び当日配布資料について、まず説明をお願いしたいと思います。

事務局：先ず始めに、事前に郵便やデータを送付したものににつきまして説明をさせていただきます。

先ず始めに、審議会の付議資料は令和8年3月18日現在のものがございます。

資料1、資料2、資料3は、本日机上配布させていただきました資料が、最新のものとなっております。お配した資料を元にご説明をさせていただきたいと存じます。配布資料にご不明な点がありましたら、事務職員の方に遠慮なくお声がけをお願いいたします。Zoomの出席者の皆様におかれましては、直前まで新規資料の確認等を行っていただいた関係上、3月24日に事務局よりメールでお送りさせていただいた内容が確定版となります。

それでは、机上に配布した資料につきましてご説明をさせていただきます。

1. 資料1「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の成果指標に係る事務局案に対する回答について（令和8年3月25日現在）

2. 資料2「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」中間報告のまとめ」冊子

3. 令和7年度第4回男女共同推進審議会にて議決した体系図（令和8年2月9日現在）（A3）のものになります。

4. 資料3-1「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」計画事業選定調査結果

5. 資料3-2「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」計画事業一覧

6. 座席表

7. 成果指標

でございます。

なお、男女平等推進計画（第7次）の策定支援委託業者として、会場左手の前方にいらっしゃいます「株式会社グリーンエコ東京事務所」が、議事録の録音及び速記者として同席しております。よろしくお願いします。これに伴い、審議会議事録の作成のため、中央に録音装置を設置させていただいておりますのでご了承ください。また、今回もWeb会議システムと併用で開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変恐れ入りますが、ご発言の際は大きめの声で「ゆっくりと」ご発言いただきますよう、ご協力の方、お願いいたします。Web会議の参加者の方々から挙手があった場合は、事務局職員から会長にお声をかけさせていただく場合もございますので、ご了承いただければと存じます。説明は以上でございます。

5. 議題

（1）資料1 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標に係る事務局案に対する回答について （令和8年3月25日現在）

会長：ありがとうございます。次に、本日の議題について進めさせていただきます。

まずは、机上に配布された議題資料1の成果資料をご覧ください。

「葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標に係る事務局案に対する回答」についてというものの、A4とA3の資料です。前回の第4回審議会において、成果指標の考え方や指標の定め方について事務局より説明がありました。その場で委員の皆様により様々なご意見を頂戴しました。成果指標に関する事務局の説明を受けて、内容を再検討して、欠席委員を含めた全ての委員にご意見の確認を行った上で、第5回にて再審議ということになりました。議員の皆様方におかれましては、一部の成果指標に対する事務局案についてそれぞれご回答いただき、色々な宿題でしたが、ご協力ありがとうございました。前回の結果を踏まえて、資料1において本議事を審議させていただきます。

会長：最初に、A4サイズの成果指標をご覧ください。宿題は、事務局預かりを除く、

- ①、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の差。
- ②、家事などの分担で男性の「いつもしている」の回答の割合。
- ③、DV被害者が「相談したことがある」の回答の割合。
- ④、セクハラ被害者が「相談したことがある」の回答割合。

この4つの指標についてです。

次に成果指標の決定方法についてお伝えさせていただきます。前回と同様に、葛飾区男女平等推進審議会規則第3条第3項の規定に基づき、出席した委員の過半数の賛成をもって決定させていただきたいと思います。なお、可否同数の場合は、同規定に基づき会長の決するところとなり

ますので、事前にご確認をお願いします。採決の際には、こちらの会場にいらっしゃる方、あるいは Zoom ご参加の方も挙手の方をお願いしたいと思います。それでは、事務局の方から資料 1 のご説明をお願いいたします。

事務局：資料 1 について、ご説明をさせていただきます。この度も皆様からのご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。ご報告、ご説明をさせていただきたいと思います。お手元には、資料 1、「葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）の計画内容の課題と成果に係る事務局案に対する回答」というものと、概要版のページ数、14 ページと 15 ページが具体的な内容になっています。お持ちの方がいらっしゃいましたら、そちらを見ていただければと思いますが、ない方は、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ワーク・ライフ・バランスの生活指標につきましては、第 6 次のところの、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のことが分かりづらいというご意見をたくさん頂きました。これに伴いまして、事務局としては 2 つの案をご提案させていただきます。

2 つ目の 1 つの方、①ワーク・ライフ・バランスの希望と現実についてというところに説明を移らせていただきます。

1 点目につきましては、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいる回答数の割合、こちらは政策・施策マーケティング調査について毎年行うものですが、これによって区民の方の意識について確認をしていくという案と合わせて、（2）生活の優先度の希望と現実というものを 2 本立てで行っていくという案を考えました。

こちらの成果指標は、前回もご説明いたしました、中間年度に評価をするという決まりがございます。令和 11 年が該当する年度になりますが、ここまでに定期的に把握できる指標というのがひとつ必要であること、もう 1 点は、区民の皆様の意識という点と現実というところをどのように見ていくかという内容で考えた次第でございます。

（2）の生活優先度の希望と現実というところについてご説明をいたします。

全体での希望と現実、具体的に申しますと、質問内容が、生活の中で、仕事、家庭生活、地域、個人の生活、または地域活動、学習、趣味、付き合いなどの優先順位について、希望と現実、過去、現状についてそれぞれお聞かせください。お答えくださいという内容となっております。希望の項目では、男性につきましては最も多いところが仕事と家庭を充実させたいという方でした。現実の差を見てみますと、仕事と家庭というところでは両方の値が、希望は 26.9 パーセント、現実の方が 27.9 パーセントと、あまり差がなかったという状況でございます。

男性は 26.0 パーセントでした。一番差が男性の中であったものは、実は仕事というところでした。希望では、仕事を中心に取り組みたい方は 6.9 パーセントだったものの、現実では男性は 25.3 パーセントという状況で、非常にギャップが大きかったという状況です。

女性の希望で最も多かったのは、仕事と家庭生活を充実させたいが 26 パーセント、現実では 28.8 パーセントと、あまり差がない状況でした。

次に、大きい値としまして、希望では、仕事、家庭生活、地域、個人の生活が 23.7 パーセントのところは現実では 8.1 パーセントということで、かなりの差が生じていたという現状になってございます。

各性別によって割合が違うところに焦点を当てまして、どれだけこの差がなくなるかというところをポイントに検討してみてもどうかということをも案としてご提案した次第です。

政策マーケティング調査と今回の男女平等に関する意識と実態調査の両面から数値を出すことができ、これまでより容易に毎年の仕様を確認できること、説明においてもポイントを絞って評価しやすくなるというところから、この2点についてご提案をした経過でございます。

この意見に関しまして、全てを事務局案が良いというご意見ではないものの、全体的に事務局案通りで良いのではないかという風にお答えいただいた方が11名いらっしゃいました。

ご意見につきましては、この表に書いてございますけども、いくつかご報告しますと、結果が可視化されているから、わかりやすいから、あとは毎年達成状況が確認できるものもやっぱり入れた方がいいのではないかというご意見を頂戴したところです。

別の成果指標が良いと言っていたご意見の中では、単純にワーク・ライフ・バランスの達成度を図るのであれば、男女とも女性の指標に統一した方が良いのではないか、というご意見を頂いたり、事務局案では、男性は仕事から離れること、女性はたくさんの役割を実現すること、というような異なる前提で評価しており、測定としてはどうだろうかというようなご意見をいただいたところです。報告は以上でございます。

会長：ありがとうございます。ただ今のご説明について、委員の皆様からご意見あるいはご質問がございますか。回答欄のところにも色々書かれているとは思いますが、この場で何かご発言があればお願いしたいと思います。委員にお願いします。

委員：考えがまとまらないのですが、賛成、事務局案の通り変更して良い。賛成のご回答が結構多いですが、理由のところを見ますと、色々課題があるのが見受けられて、このまま変更して良いのかな。と言う疑問があります。

やはりひとつは男性と女性で、違う前提の評価というか、他の指標が単純に出たその数値を測っているのに対して、ここだけ何か、仮説が挟まれているっていうのが、もしこの様にするのであれば、もうひと段階調査を挟まないと、重要な視点ではあると思うのですが、恣意的なんじゃないかとか、そういう意見が出てしまうのではないかなという気がいたしました。

男性と女性で指標をもし分けるのであれば、その説明と言うのをしっかりしないと、納得しづらい部分があると思いました。以上です。

会長：ありがとうございます。質問、ご意見何かありますでしょうか。

事務局の方から、先ほども少し触れてくださったのですが、回答数で多数になっていて、少しご質問のような形でまとまっていることがあって、何かコメント、ご質問を紹介していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。案1の11名につきましては、ワーク・ライフ・バランスについてご意見としていただいているところが少し詳細になるかと考えてございます。例えば、先ほどマーケティング調査の活用という点については良いのではないかというご意見をいただいている場合もありますし、第4回の時に、ただ意識だけだからあまり意味がないのではないかという風にご意見をいただいたのも事実かと思います。

事務局といたしましては、測定で確認できるものを入れておかないと、中間年度にどのように評価するかの際に、指標がない中で検討することは、いかがかというところを懸念いたしまして、

これを選んでいるという状況になっています。

皆様のご意見はきっと、質問の設定があまり良くないというご意見も頂戴しましたので、そこについては考えどころではありますが、今期に向けての質問項目というところでは、整理・確認をもう検討しなくてはいけないと思っています。

もう1点目のワーク・ライフ・バランスの希望と現実というのは、これはずっと取り続けている指標で、傾向としては、事務局が注目いたしました男性の仕事の関係、女性はたくさんの役割の中での関係というところは年々改善してきているというところが、単純の比較であっても確認ができていたってところを見る上では、深く考えれば確かにもう少し精査をする間を噛ませた方がいいという風にも考えますけども、現在あるいは、情報の中からの指標を作るというところでは、今回の案はご理解いただきやすいと思ひまして、事務局案として皆様にご提案させていただいたところでございます。

会長：ありがとうございます。今回この回答をまとめて頂いたところで、いかがでしょう。

決議に入ってもよろしいでしょうか。委員お願いします。

委員：資料1の縦長の成果指標、「委員の皆様のご相談」、①、②と書いているところに、男性と女性で指標が分かれた数字を成果指標として入れることになりますか。

会長：事務局、お願いします。

事務局：見せ方について、どのようにフォーマットで落としていくかは再度検討させていただきたいと思っています。

見方としては、例えば備考にしっかり記載をしないと理解ができなかったという点が第6次の反省だと思っておりますので、読んでいただいて、よりわかりやすくなるような内容として精査をしていきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。回答にも書いているのですが、意識と実態調査、今回は対象年齢を下げたり、調査項目を変えたり、ある選択肢を選択したら他の設問に飛んだり、飛ばしたりするような形にするとか、今回変えちゃったじゃないですか。調査項目を変えた結果と変わっていないものとの比較になると、合っているか合っていないのかわかりづらくなる。結果論ですけど。

次の7次の計画を作るときに、意識と実態調査を行うとなった時に、意識と実態調査の中身を変えていくと、また指標を探し、どうしようとなった時に、単純比較を困難にすることもあるのです、ここの部分は指標を取るから設問は変えないでおこうとか、そういうのを頭に入れながら、例えば一連で実態調査の設問項目を考えるとかをしていかないと。

今回、それを全く考えないで、みんなでこの設問はどうしようやってしまったが故に、こうなっているのだと思っています。

その辺りを長い目で見て、計画を作るために意識と実態調査を確認します、それが成果指標の数字を取るためのものですよというところをトータルとして、そこを見ながら1個1個落としていかないとわからなくなるという気はします。

委員も変わるし事務局も変わるので、今この細かい備考とか、こういう考え方でこの数値にし

ましたって所が、7次を作るとき、現メンバーが残っていないとわからない、どこは動かさない、ここは全体枠だから動かさないというのは、意識と実態調査、成果指標、計画事業もそうなると思う。

そこをちゃんと念頭に置きながら、周りである程度、時代にあった中身に変えていく、それがまたブラッシュアップされていい計画になっていく様にしていった方が、良いと思います。

会長：事務局の方から何かあります。

事務局：ご意見ありがとうございます。

その部分については明確にしていかないと、5年後、またこの段階で、入れたことが前と比較できなかったというのが今回の結果の流れに一部、垣間見れたところだと思います。

この点につきましては明確に引き継いでいくことがとても私自身も大事だと考えているところです。

会長：ありがとうございます。大事なご指摘で、確かに時系列で見られる割には、設問自体が違っていたら見えないだろうという大事なご指摘だと思います。葛飾区の他の調査と比較ができるとかというようなお話もありました。それはなかったですか。

事務局：こちらの方の希望と現実におきましては特にございませんが、他区でも似たようなものがあるので、それとも合致しているというわけではないですが、ここを見ていく上では、他のこの意識調査も参考資料として活かしていける可能性があるのかと考えてございます。

マーケティング調査につきましては、まさに準備を進めているところですので、全体で年次の比較を毎年毎年やっていくという作業になってまいりますので、それを皆様にご報告できると、より葛飾区の現状をご理解いただきながら、審議会により活発なご意見が頂戴できればと考えております。

会長：ありがとうございます。

そろそろ決を取りたいと思います。今のこの案のまとめ方言えば、皆様のご意見が一番多かったのは第1案で11票となっていますが、委員の皆様にご確認をこれからさせていただきます。

決議には出席委員の過半数以上の賛成が必要となりますので、この案1に賛成する委員の方はご挙手をお願いいたします。Zoomの方も挙手していただければ助かります。わかりやすいです。

会長：ありがとうございます。全員の13名でしたので、審議会の第3条第3項の規定に基づいて、過半数の賛成がございましたので、案1に決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、先に進ませていただきます。

資料の②のDV被害者が「相談したことがある」の回答割合について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：資料1の2枚目をご覧ください。DV被害者が相談したことがある回答の割合についてです。

事務局としましては、現行のまま指標を変更することが必要ないのではないかと考えてござい

ます。このことについて委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。

案1としては、現行の指標のままで良い、指標を40パーセント以上のままで変更しない。

案2は修正が必要である。

案1は、12名の委員から、賛同いただいております。

内容をいくつかご報告いたします。

40パーセントの低い目標値にあるように見えるけれども、もし数値を上げるのであれば、達成のために追加の施策を求められると思う。

そのままであれば良いが、基本的に現実に即した、達成した上で次のステップを踏むというように検討すべきではないかと考える。というようなご意見を頂戴しております。

案2につきましては、1名の方からご意見を頂戴しまして、相談したことがあるのですが、回答の割合は、被害の増加によるものなのか、相談環境の改善によるものなのか区別ができず、何を測定しているか不明確である、というご意見を頂戴いたしましたところ。

会長：委員の方々から何かご意見、ご質問等ございますか。先ほどの項目よりはあまり議論にはならないかなと思うのですが、ご意見よろしいでしょうか。

時間の関係上、議決に入らせていただきます。

今ご報告がありましたように、委員の皆様方からのご意見が一番多かったのは案1で、12票という風になっております。委員の皆様にご確認させていただきます。

議決には、同じく出席委員の各半数以上の賛成が必要となります。

この案1に賛成する委員の方々は、挙手をお願いいたします。

会長：全員。13名、過半数に達しておりますので、案1に決定するということにいたします。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。

A3資料の③、セクハラ被害者が「相談したことがある」の回答割合について、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：事務局としては、現行のまま、変更する必要はないと考えてございます。

この点につきまして、委員の皆様にご意見をいただきました。

案1では、現行のままの指標で良い、指標の割合も40パーセント以上のままで変更しない。

案2では、修正が必要であるというご意見、選択肢でございました。

今回の結果としては、案1が12名、回答いただきました。

DVと同様というような状況になってございます。

内容としては、40パーセントまでの数値を上げてどちらでも良いと思うけれども、現行の施策が、先ほどの被害者が声かけやすくなるように繋がってくるかどうかというところが一番重要であり、相談の啓発に比べて、直接的な施策が不足しているんじゃないかというご意見を頂戴してございます。

案2につきましては、1名の方から、DVと同様に相談したことがある回答割合は、被害者が増えたため相談件数が増えたのか、相談しやすい環境が整ったために出たのか区別ができず、何を測定しているかが不明確であるというご意見を頂戴いたしました。

会長：ありがとうございます。今の説明について、委員の皆様からのご質問、ご意見ございますでしょうか。

会長：それでは、議決の方に入らせていただきます。

事務局から資料で説明がありましたように、意見が一番多かったのは案1の12票となっていますが、委員の皆様にご確認させていただきます。決議には、同様に出席の過半数の賛成が必要となってきます。この案1に賛成する委員の方は、挙手をお願いいたします。

会長：全員の13。ありがとうございます。

宿題となっておりました案について、全てここで決めさせていただいたということになります。ご協力どうもありがとうございました。

これで骨子が決まった形になってまいりますので、長い道のりではありましたが、これから中間まとめの案についてです。

資料2について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

（2）資料2 葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告のまとめ（骨子）の決定について

事務局：「葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間のまとめ案」をご覧ください。

第1回～4回まで、審議会委員の皆様にご意見をいただきまして、中間まとめを作成いたしました。

1章としまして、計画の策定にあたって、

2章で葛飾区の男女平等推進の現状、

3章で計画の内容、

4章で事業一覧と、

そして資料編という形で構成をさせていただいてございます。

簡単にポイントとなるところにつきまして、これからご説明をさせていただきたいと思っております。

3ページ目には、計画の目的、基本理念、計画の性格、そして裏面の方に、計画の期間、令和9年から令和13年度までの5か年とするという内容を記載してございます。

それ以降に計画の背景にふれてございます。主として、区の動きについて追及をさせていただいてございます。本来であれば、第1次の葛飾区困難女性支援基本計画について資料に記載するところでしたが、この記載がなかったということ、今確認してございまして、審議の中では色々ご意見を頂戴していますが、ここにはそのように記載をさせていただいておりますことをご了承ください。

（2）国の動き、これは最後の情報提供というところにつきましてまとめさせて、いくつかの法改正や、動きについて記載をさせていただいてございます。

9ページには都の動きということで、カスタマーハラスメントの条例、困難を抱える女性の支援のための基本計画というところの、位置付けについて明確にさせていただいているところがございます。

10ページには、何度か見て頂いた計画の位置付けを明らかにした表になってございます。

この計画の位置付けを全体像としてお示しさせていただきました。

15 ページからは、葛飾区の男女平等の現状というところについて触れてございます。

葛飾区の特徴として、いくつかポイントについてここで確認をしたいと考えてございます。

葛飾区の少子高齢化の世帯の変化について触れてございまして、

(1) では、年齢 3 区分別人口の推移というところ触れております。令和 8 年の 1 月 1 日現在の人口 47 万 2558 名の状況を生産年齢人口等で分類した表が示されていますけれども、葛飾区においては、生産年齢人口が微増する中、年少人口が減少している傾向が見られます。

16 ページは合計特殊出生率というところをお示ししてございまして、平成 27 年から減少傾向にありまして、令和 6 年につきましては値の方が 1.03 となっておりますが、令和 5 年は 1.01 という形で一度下がり、令和 6 年度若干上がったというところが一つポイントとして見られるというところがございます。また、東京都の 0.96 パーセントよりも増えているというところが葛飾区の現状というところになるかと思えます。

高齢化率につきましては、全国の平均が 29.3 パーセントですが、そこよりは下回っていますけれども、都の平均は 22.5 パーセントというところでは、23 区中の高齢化率というのは高い地域であるということが、ご理解いただけるかと思えます。

17 ページは、女性の労働と男女平等の推進という項目で記載をさせてございますけれども、ポイントとしましては、葛飾区の女性の労働率は、64 歳から 84 歳までが東京都、全国ともに上回っている。これは 6 次の時もそうだったけれども、この傾向が見られるということと、一方で、20 歳から 64 歳までの方々は、全国よりも下回っているということが、葛飾区の特徴にあるのではないかと推測できます。

その他、ご説明させていただくポイントとして次に進めさせていただきますと、

18 ページでは、第 1 回目にご報告させていただきました葛飾区の審議会・委員への女性の参画率というところが、都の平均及び特別区の平均というところで見られるような表を入れさせていただいておりまして、令和 7 年度につきましては、令和 7 年 7 月 1 日現在の指標としまして、30.5 パーセントという状況です。

東京都は、令和 6 年の 4 月 1 日現在ということがありますので、7 年度も内容として上がっていますが、伸び悩んでいる現状がこれでご理解いただける数字になっているかと思えます。

それ以降、今までの審議会でご報告させていただいている内容になりますので、ここからは少しお話を大まかに進めていきたいと思えます。

配偶者の暴力につきましても、19 ページに書いてございますが、令和 2 年に 600 件台の相談があったところ、年々低下をしまいいりまして、令和 5 年までは 300 件台の前半、308 件というところでした。このところまた増加しているというところがこの表から見えるかと思えます。

令和 7 年につきましては、8 年の 2 月現在ですけれども、相談件数は 384 件というところですので、これよりも、増えた形での締めの数になるかと考えてございます。

以降につきましては、これまでお手元に取りいただいています意識調査の関係のところをピックアップしてまとめてございますので、そこについてはご報告を省略させていただきたいと思えます。

23 ページの方の計画の内容というところに移させていただきたいと思えます。これまでご審議いただきました目標、課題というところを落とし込みまして作成してございます。資料 3 でご説明させていただきますが、この内容と網羅していく形で今準備をしまいいりまして、全てを詳細に高

めているという状況ではないことをご理解いただければと思っています。

30～31 ページをご覧ください。今回のご意見をいただいたものをまとめました。

追加資料については、先ほどご審議いただいた内容を入れながら修正をかけていくというように取り組んでいきたいと考えています。

72 ページをご覧くださいと思います。こちらの方の資料を皆様にはお手元を取っていただいた時に、資料が文章として書いてあって、量が多すぎてというご意見を頂戴しましたので QR コードで読み込めるような資料という形で変更を加えているところです。私からの説明は以上です。

会長：ありがとうございます。大量な資料ではありますが、前回から若干の修正があったというご説明がありました。今のこの資料のご説明について、皆様の方から何かご質問あるいはご意見などありますか。お願いいたします。

委員：10 ページに、計画の位置付けがあって、男女平等推進計画という大きなタイトルなので、この中に DV 防止とか色々なものが内包されていて、葛飾区の女性活躍推進計画の第 3 次も内包した形になっているのを前提として、戻っていただいて、9 ページの都の動きの中で、東京都カスタマーハラスメント防止条例の制定は入っているのですが、今年の 7 月に施行される「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」、これが入っていた方がいいのではと思います。女性活躍計画を葛飾区としても内包しているのであれば、まだページが間に合いますよね。余白が、1, 2 ページ先にあるのでいけるかなと思いますので、ぜひそこを 9 ページに入れていただきたいのと、後ろの QR コードのところにもつけていただけると、7 月に策定しますので、細かい指針とかこれからですが、7 月に東京都が動いていくので、来年の我々の 7 次の計画が完成する頃にはもう動いているというところもありますので、それも盛り込んでいただけるとありがたいかなと思います。

会長：ありがとうございます。7 月からということなので、新しい項目として入れておいた方がよろしいかと思いますが、事務局の方はいかがでしょう。

事務局：ご意見ありがとうございます。調整させていただきたいと思います。

委員：勉強不足で大変恐縮ですけれども、質問がありまして、10 ページの図では、いつも出てきていてずっと疑問に感じていたことですが、葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）の中に 3 つの計画が内包されているところですけど。内包というのがどういうことなのかと、実は常々すごく疑問に感じておりまして、例えばこの葛飾区、困難女性支援基本計画（第 1 次）とか、第 1 次の計画というものが別途条文とかが、あるものなのか、その辺りがいつも気になっています。

会長：大事なご指摘ありがとうございます。事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：30～31 ページをご覧くださいと思うのですが、実は下線でも示させていただいているところが、事業計画のポイントになるところです。例えば、点線、いくつかございますけれども、葛飾区の男女推進計画につきましては、点線の部分を重点的に行います。とこちらの方では設定し

てございます。

区によっては別々に計画するところもございますが、計画や事業は切り離せない事態になりますし、重なっているところであれば、対応させていただくというところの方がより皆様にご理解いただけるという考えでございます、このような方法を取っているところでございます。

会長：ありがとうございます。内包ということは、新たに計画とか項目とかを立てられるわけではなく、この中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：そうです。今回の表にはあまり詳細に書いていないと思ったところですが、例えば、この施策のところにもどの計画が載っています。というところを具体的に見えることで、今のご質問についても視覚的に分かりやすくすることは大事だと伺っていて思いますので、この点につきましては修正を作成していく段階で検討していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

会長：よろしいでしょうか。計画と書いてあると、その計画案があって作られていくみたいな形で思っ
ていらっしゃるんですね。私も思っていました。

今の事務局のご説明だとそうではなく、来期の計画に盛り込まれている、という感じですね。

事務局：盛り込まれているという考え方で整理させていただいています。見え方については、分かりにくいという部分が、今のご質問の意味でもあるかなと思いますので、この点につきましては工夫を考えてみたいと思っています。

会長：それでよろしいでしょうか。疑問は解けましたか？

委員：そうですね。ありがとうございます。

第6次から第7次のところで変更が生じたら、それに伴って、第2次だったのが第3次になると、そういうことでしょうか。

事務局：そうです。更新につきましては時期がそれぞれございますので、例えば今、第2次であればこの次が第3次、今回、7次になれば、他のものについても、期が上がってくると言いますか、変更してまいります。

委員：例えば困難女性は今回初めて盛り込まれるので第1次で、次の改正の時には第2次となっていくということですね。わかりました。ありがとうございます。

会長：手が上がっていたかと思いますが。

委員：これは本番ではカラーになりますか。

会長：事務局の方はどうですか。

事務局：そうです。

委員：30 ページ、31 ページが点線と実線で、ちょっとわかりづらいのと、事前に我々、7 次計画のために、A3 の横長を見ながら計画の内容の作りを考えていて、この中に、1 個足りないですけども、「困難女性支援基本計画」が入っていないのですが、右下の細かい点線が、「女性活躍推進計画」ですよ。太い点線が「(仮称)葛飾区困難女性支援基本計画(第1次)」となっていて、目標から合わせてこう切り取って、内包する様にしていた気がするのですが、この30 ページ、31 ページを見ると、この施策の方向だけが計画事業みたいに見えていて、6 次もそうだったと事務局から教えてもらったのですが、記憶違いだったかなって言うところですよ。

会長：6 次も同じ様な作り方という事ですね。5 次、6 次もそうだったということですね。

事務局：今日ご意見いただいて、確かにわかりづらいというところが一番のご指摘だと理解しましたので、わかりやすくするためにどうすべきかは、検討してまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

会長：ありがとうございます。どこかで違うのを見たかなという記憶だったと思います。その方がわかりやすいかなということだと思います。

事務局：先ほど、ご意見をいただいている中で、私が最後にご説明に戻ってしまったのですが、骨子として良いというご決定をいただく必要がございます。

内容はこれから詳細を決めることになりますが、柱としてこのような方法で、例えば体系図の骨組みをもって7 次の骨子として令和8 年度における計画の策定をしていきたいと考えているので、つきまして皆様に承認いただけたらと思っております。

会長：骨子の形で良いかというご提案が、事務局からあったということによろしいですか。

ここで議決を取るかそういうことではなくて、こういう方向で考えています。何かご意見がありますでしょうか。という理解でよろしいでしょうか。

ご意見があれば出していただければと思いますが。

会長：多分細かい訂正が色々まだ必要な部分が資料に関してはあるかと思うのですが。

前回も、ご提案させていただいていたかと思いますが、本文の中でもジェンダー平等がスラッシュ(/)の形で入っているのですが、この辺はいかがでしょうか。

男女平等とか、この審議会でも議題、話題になっていると思いますが、この報告書、まとめの中でもジェンダー平等と言う風にすらっと書いてあるのですが、それでという感じなんですよ。

事務局：ご質問ありがとうございます。この論議につきましては、令和5 年の3 月と思うのですが、こちらの方で検討していただいて、議事録なども読みながら確認をしたところです。

現状としまして、この骨子のまとめの中に「ジェンダー平等」という文言が入っている部分がいくつかございます。

目標４の「互いの人権を尊重し、平等な社会を実現」という内容で入らせていただいておりますので、28 ページ、29 ページの連携体制のところでも触れさせていただいているのですが、男女平等・参画の実現に向けた推進体制というところに「ジェンダー平等」という言葉が入っております。

定義としては、こちらの方を作成するにあたって、第１回でジェンダーということをどのように続けるかというところをまず皆様に共有していただきたく、お示しをしているところです。

23 区の状況を見ますと、6 次のための策定の時の調査と、周辺区の状況は変わっていません。

23 区中、男女平等に関する計画の中で、ジェンダーという言葉を出しているのは3区ございました。6 次の時には2区という状況でした。

文中の中にこういう言葉を入れているというのがいくつかありまして、葛飾区でもそのような理解で進めているところです。

先日のご意見でも、日本語の方がいいのではないかというご意見をいただき、理念につきましては、男女平等の推進条例に基づいてこの計画を策定したというところでは、この案で進めさせていただきたいというのが、今の事務局の考え方でございます。

会長：ありがとうございます。25 ページのところにも目標１にあります。

大量な資料なので、皆さんまだ見きれてないかもしれませんが。

委員：中間のまとめの 31 ページですか、右下の「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第４）」が、文字切れしています。

ちゃんとチェックしてください。

会長：ありがとうございます。細かいことも色々あるかもしれませんが、

事務局の方からは、骨子は、これでいいですかというお伺いですね。

Zoom 参加の方、委員の方々、いかがでしょうか。何かありますか。

会長：それでは、また何か後で思いついたら発言いただくとして、先に進んでよろしいでしょうか。

資料３について、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

（３）資料３ 葛飾区男女平等推進計画（第７次）計画事業一覧表（案）について

※計画事業（第７次）選定調査の結果

事務局：資料３の１と２をお手元にご準備の方、お願いいたします。

葛飾区男女平等推進計画（第７次）計画事業一覧（案）というところで、皆様にご報告させていただきます。

こちらの方は、進捗状況のご報告ということで、3月25日現在までの情報について、ご説明をさせていただきたく、ご準備いたしました。

資料３の１、こちらは、各目標における調査中の段階の集計となっております。

3月25日現在の各課の調査の状況から、今作成している途中です。

第6次の計画時には事業が105事業で展開させていただいておりまして、現在、目標1から目標4までの集計の経過としましては、50事業のエントリーという形での準備が進んでございます。

新規については、赤字で新規という記載が入っております。こちらにつきまして、まだ調査が十分でない部分はございますけれども、また増えていく予定で今調査をかけておりまして、体系を整えていきたいと考えているところです。

資料2については、これまでの事業について簡単に事業内容をまとめたものになってございまして、所管課につきましては、組織改正等があった関係で、旧のものを記載してございますので、正式な形で7月に皆様のお手元にご説明する際には、組織の運営なども変更しながら、新規につきましても追加をさせていただき、ご報告するように準備しているところです。

会長：ありがとうございます。今日初めて皆さんが目にする資料だと思いますので、必死に読まれていると思いますが、資料の3の1と、3の2についてご質問などご意見ございますでしょうか。

委員：質問ですが、新規事業のところで、講座に関してはおそらく1つ新規が入っていると思うのですが、「乳幼児のママ・パパ向け防災講座」は、純増なのか、何かの代わりに入ってきたものなのか、どちらになりますでしょうか。

会長：1ページのところですよね。お願いします。

事務局：新規に入ってきたものと確認してございます。内容につきましては、時間をいただいて、詳細、報告できるように準備したいと思っております。

会長：質問、ご意見があれば教えて頂ければと思います。お願いします。

委員：先ほどの質問の意図と言いますか、この防災、重要なところだと思います。

これまで女性のための防災講座とかもあって、その防災の活動に当たる人たちに男性が多い、特にその意思決定、防災活動の意思決定の場は男性ばかりで、女性の視点が反映されていないといった課題から、その防災活動における女性のリーダーを育成する。そういう人を増やすために女性向けの女性支援の防災講座というところまでやられてきたと思うのですが、去年、一昨年ぐらいから、女性に限らなくて、男性も大事だからみんな出ていた方がいいのではないかみたいな対象を広げたり、があったと思ひまして。

ママ向けじゃなくて、ママ、パパ向けというものもそのような流れからなのかなという風に思ったところですけども。女性視点っていうのが失われないかなというのがすごく気にかかっているところです。

元々女性向けって言っていたのが、男性にも重要だから一緒にやろうということで。それは非常に良い流れだと思うのですが、それが単なる防災講座になる様な懸念が少しありまして、女性視点の防災講座を女性だけでなく男性も女性も一緒に学ぶということが非常に重要な点かなと思って、そういったものが増えるのであれば非常に歓迎だなと思ったところです。

会長：ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局：ご指摘いただいたところにつきましては、主管にも情報提供しながら、どういう組み立てかというところのご意見として承りたいと思います。

会長：男女共同参画、ジェンダーに関わること、この多岐に渡る形になっていまして。

日本学術会議で「ジェンダーの主流化について考える」というシンポジウムがありまして、私も勉強したかったし、こちらの事務局の方にも声をかけ、参加していただきました。

ジェンダーの主流がジェンダーに関わらないことは何もなく、その政策立案から、成果まで、そのジェンダー視点を持っていきましょうというようなことで、事務局の方も勉強して下さったことかと思います。

そういうことを持ち寄って、この各所管が取り回って事業を組み立てているのかと思います。他の方、何かご意見がありますでしょうか。

なんでこれを男女共同参画で男女平等でやらなくちゃならないの。とか、先ほど委員からもご指摘ありましたように、ジェンダー視点を入れ込まないとならない必要性が薄まってしまうと困る形になりますしね。

埼玉県の取り組みがご紹介されていて、大野知事が登場して、どういう風な形でその自治体の中で、ジェンダー主流化を進めるのかみたいな形で、2年も3年も、長い時間をかけて、丁寧にその職員を、ジェンダー平等、主流化、構造をやったりとか、その政策にどうやって反映させるかとか、非常に面白いシンポジウムだったので、いずれ日本学術会議の中でもサイトアップされると思いますので、ご関心を持っていただければと思います。

私に関わっているわけではないのですが、ご報告という形です

会長職務代理：事業番号の104の「男女平等苦情調整委員会」に寄せられている案件数とか、について教えていただければと思います。

どこかに書いてあったかもしれないのですが、こちらでお伺いできればと思います。

会長：事業の104のところですね。

事務局：104の案件につきましては、平成20年に1件ございまして、それ以降はない状況になってございます。ただ、こちらの委員の皆様につきましては、2年に1度更新という形で準備をしていたという状況がございまして、今月その方々と顔合わせをさせていただき、意見交換をさせていただいている現状でございます。

会長職務代理：3名の方ですよね。

事務局：具体的にどんな内容だったかを、ちょっとふれさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長職務代理：はい。

会長：そのようにお願いします。

事務局：20 年の意見につきましては、女性の参画率の課題についてどうやって取り組むのかというご意見を頂戴いたしました。そこにつきましては「どのように町内で検討を進め、拡大参画率を上げていくか」というところについて検討を進めたというのが経過です。委員は3名です。

会長：今のご質問で大丈夫でしょうか。

会長職務代理：大丈夫です。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：5 ページのところで、生涯を通じた健康支援のところで伺いたいのですが、52 番と 53 番に、例えば乳癌検診、子宮頸がん検診という項目がございます。こちらは検診となっていますので、区民の何歳以上とか、そういった年齢に関する条件がありましたら教えていただけますか。

会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：データを置いてきているので、今取ってまいります。よろしいでしょうか。
申し訳ございません。

委員：承知しました。ありがとうございます。私が住んでいる区では、乳がん検診は 34 歳から受診でき、2 年に 1 回となっています。子宮頸がんは若年から発生率が高まっているということ、ワクチンで大半を防止できると言われています。特にこの子宮頸がん検診が何歳から実施されているのかは、非常に重要だと思いましたので、ご質問させて頂きました。

事務局：ありがとうございます。資料 3 の 2 には、主管の方から行っている情報について、時期について書いてあります。最終チェックをしていなかったもので、今のままお答えしてしまいました。
今確認してまいりますので、少々お待ちください。

会長：資料の 3 の 2 の 52 番、53 番です。

事務局：年齢については書いてあるのですが、確認するのを抑えきれていなかったもので、確認いたします。

会長：はい。

委員：資料 3 の 2、横長の方の 4 ページで、この左の上の方に、全部にヘッダーがついている形なのですが、「以下の番号の事業は、葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）計画事業調査票でどの部署にも記載されていない事業、39、42、48、85」とありまして、例えば 4 ページの 42、48 について

のが、42は「健康づくり・健康診査」で、48は「妊婦健康診査」、これはどの部署にも記載されていないのか。でも、その間に入っている～審査とかは第7次の計画に記載されているという。どう読み解けばいいのかわからなかったので、教えてください。

会長：3-2の資料をもう少しご説明をいただけるとありがたいかなと思います。

事務局：ご説明させていただきます。この3-2は、6次の計画の時に該当していたものの一覧になってございまして、今この内容の7次の計画について各主管の方に調査をかけてございます。

回答が入ってなかった部分が、今お話してご説明いただいた部分になっておりまして、ここに再度調査を今かけているというのが現状です。中途半端な資料になってしまったので、分かりづらい点があるとは存じますが、そういう経過からもう一度精査をかけているというのが今の段階でございます。

先ほどご質問をいただきました子宮がん検診につきましては、年齢は20歳以上の女性ということで、昨年子宮頸がんを受けていない方に受けていただけるようになってございます。

この内容と違いがないということを確認させていただきました。

会長：他にまだご発言なさってらっしゃらない委員の方で、何かありませんでしょうか。

会長：この3-2の方が横長の方の資料で、この93番、「職員を対象とした男女平等に関する人権研修」この職員研修っていうのはこの注2という風に書いてありますので、該当しない事業という位置付けになっている。で間違いないでしょうか。

事務局：実は該当の部分でやり取りがまだ十分できてないということで、今、担当部署と精査、意見交換をしている最中です。会長にご質問いただいております該当しないところについては、確定ではないような状況になってございます。

会長：93番は特によろしくお願ひしたいと思います。

他、いかがでしょうか。

委員：全て目を通すことができないのですが、すいません。3-1に戻りまして、先ほどの乳幼児の「ママ・パパ向け防災講座」というところで、もちろん男女平等という前提での資料、計画事業ですので、乳幼児のために赤ちゃんの防災についても何かノウハウっていうか、そういうことだと思うのですが、乳幼児となると就学前の子供が入るので、幅としては0歳から6歳という幅になると思うのですが、赤ちゃんからお子さんなど含めた防災時の特別な配慮を含むとすると、ママ・パパでいいんですけど、同居されているおじいさん、おばあさんっていうことも対象になるかなという気がしています。

会長：ありがとうございます。女性の視点を積極的に入れた防災対策という枠にも入っていて、乳幼児が入っているので、高齢者もいいのではないかとご指摘だと思います。

会長：事務局いかがでしょうか。

事務局：家族形態が変化していく中で、おじいちゃんやおばあちゃんと小さいお子さんが生活するということも実際あるわけですので、それについてどのように主管が考え、発信していけるか、また、今いただいたご意見について、しっかり伝えながら検討いただけるように進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

会長：いかがでしょうか。

委員：資料3-1の2ページのところに、「仕事と子育て・介護等の両立支援」というところで、黄色いところの新規「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」、こちらが今年度、人権推進課で新規の事業になっております。それよりも前の事業として、資料3-2にございます、32番は「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」こちらは、人権推進課ではなく、令和7年度は別の主管となっていると思います。こちらの方を、どう変更になっているのか、どういう企業様を対象にしてない事業の内容について、私は知っているのですが、この会議体の中でご説明いただけますでしょうか。

会長：お願いいたします。

事務局：もしよろしければ、お話いただけるとありがたいなと思います。

委員：人事推進課の皆さんからのお話があったので、担当させていただきます。

今年度から人権推進課の担当ということで、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」、が新規として、3-1の資料のところで企業の制度が始まりました。

何を認定するのか。ワーク・ライフ・バランスの中で、介護、女性、育児という3部門に分けて、葛飾区内の事業所の労働環境、書類の整備などを、会社に訪問して、チェック項目、資料の閲覧などで職場環境が整っているかどうかを専門家が行って確認、報告して、その内容を基に認定をするという事業でございます。

事務局：こちらの方の事業ですが、令和7年にスタートしたところですが、8件の申請をいただいております。

そのうち6件が認定を取っていただいている状況です。

女性の参画が進んでいる介護や医療、福祉系の事業者さんからの申し込みが比較的多かったというのが評価になってございます。また、職員がこの認定制度に伴って認定証をお持ちさせていただくように、段取りを進めているのですが、これからホームページや情報誌の方にこの企業をPRさせていただき（企業の下承を頂いたうえで）、区内全体のワーク・ライフ・バランスの機運を高めていこうと考えていますが、もう少し各企業をよくご存知の皆様や当事者の企業の皆様からの情報をいただいて、より良いものにと考えています。ありがとうございます。

会長：お願いします。

委員：例えば就業規則にどう盛り込むか、会社の福利厚生に規則にどう盛り込むかという観点もあるのですかね。それを指導して、きちんと従業員と取り組みをする方向性、あるいは指導というものも含んでいるでしょうか。

事務局：ワーク・ライフ・バランス認定制度につきましては、必要な書類をご提出いただくという手続きをしていますので、そこで今ご質問いただいた内容について確認をしていただくというような流れを取らせていただいております。また、その就業規則などが難しいような状況があった場合には、産業経済課にお願いしてアドバイザー派遣の方をご利用いただけるような形でご案内をするというような方法を取っているところです。

会長：いかがでしょうか。何か気が付いたら点とかご発言いかがでしょうか。
大丈夫ですか。ありがとうございます。
Zoom 参加の委員の方、いかがでしょうか。

委員：初めて参加させていただいて、ありがとうございます。
今までの議事録を読ませていただいて、正直よくわからないことが多くて、議事録の中だと資料を見て発言していたりするのですが、どの資料をどう見ているのか全くわからない状態で議事録を読んでおりまして、今回ここに参加して、非常に分かりやすく皆さんの議論も聞いていて、その場で資料を見ながら、どこを問題視してどういう議論をしているのかがわかりまして、やはり参加してみることが大切だなと思いました。
まだまだわからないことばかりですが、非常に勉強になりましたので、今後また色々勉強してこちらに参加していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長：他の委員の方々、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。
これからこの事業についてはまだ詰めていくということで、ご報告がまた上がってくるという理解でよろしいですね。

事務局：はい。

(4) 資料4 令和8年度葛飾区男女平等推進審議会の日程について

会長：資料の4について事務局からご説明をお願いします。

事務局：資料4、A4の横板のものをご覧ください。こちらは公表になります。

会長：事前の郵送になっています。

会長：19日に来ている資料の中に入っている。

事務局：「令和8年度葛飾区男女平等推進審議会の開催日程について」ご説明をさせていただきます。

来年度につきましては、第1回から第4回までを予定しております。

日程には、第1回目が令和8年7月23日木曜日、開始時間は本日同様に午後3時から5時までこちらの多目的ホールで実施する予定になってございます。なお、委員の改選前の最後の回となります。

9月24日は、委員改正後初会という形で計画を立ててございます。

今回の委員の皆様におかれましては、7月30日までが任期という形でお願いをしていく関係がでございます。

4月25日号、広報かつしかの方で新しい公募委員の皆様の募集をする予定で今準備をしておりますとともに、関係団体の皆様におかれましても、これからまた各団体の方にご依頼をさせていただくということで準備をしています。

会長：資料は日程についてなどでした、今の説明について何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

事務局：11月10日につきましては、審議会から区長への結果につきまして答申をする日となっておりますので、ここまでに意見をまとめて準備をしていきたいと考えております。

会長：長い道のりも随分と、もう少しという感じだと思いますけれども。

次の報告事項の方に入ってよろしいでしょうか。

事務局の方から、男女平等に関する国内の動向への取り組みについてご報告があります。こちら事前郵送した方の資料に入っているかなと思います。

6. その他（報告事項）

事務局：報告資料をご覧ください。審議会の時に、男女平等に関する国内の動向や取り組みというのを報告させていただいております。

その1ページ目の下の方に、それぞれの取り組みの詳細というところで、「女性の活躍推進に向けた取り組み」というものがございまして、女性活躍推進の支援が現状となっております。

2ページ目になりますが、私どもの男女平等に関する男女平等推進計画に関係する国の計画が、3月13日に第6次男女共同参画基本計画というのが閣議決定されました。

横カラー付きのものをご覧ください。確議決定の概要を示すものでございます。

こちらにつきましては5年ごとの計画になっておりますが、作成するにあたり、現状分析の上、女性参画について、第5次からの目標に引き続き、1番目に書いてございますが、女性の参画、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になること」を引き続き目指し、取り組みを強化します。

その水準を通過点として、2030年代には指導的地位に当たる人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す、ということが謳われてございます。たくさんこの基本計画のポイントというところは、well-being、健康、テクノロジー、地域とか、かいつまんで書いてございますが、この中で、今回、ご説明加えさせていただきたいのが、第3分野というところをご説明させていただきます。

第3分野の女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備というところでございます。

主な取り組みとして、男女間の賃金差異の公表の対象拡大、女性管理職比率の公表義務化等、改正女性活躍推進法の着実な施行と書いてございますが、その下のところの年齢階級別正規雇用率という表、グラフをご覧ください。青い実践が女性の正規雇用比率でございます。そして、緑の実践が男性の正規雇用比率でございます。男性と女性の正規雇用比率を見ますと、最初の15歳から19歳はほとんど同じで、20から24も大体同じですけれども、25歳から29歳で、ここで女性が62.8、男性が72.4で、9.6の差がございます。そして、右側の方にちょっと目をスライドさせていただいて、40歳から44歳のところで女性がガクンと下がっておりまして、39.5、男性は74.0、男性はほぼ平行ですけれども、女性はがくんと下がっておりまして、その差が34.5も広がっております。そこで、上の方の主な取り組みの、子育て中の女性などを対象にスキルのアップデートなどの再就職支援の実施っていうところに結びつくかと思われます。また、下の所定内給与額というところの6年度のグラフに目を向けていただきますと、やはり正規の職員であっても、男性と女性の55歳から59歳の中では差が広がっているところが頂点に達していると思われます。正規職員よりも非正規の女性の割合が多いというのを、こちらの評価が読み取れるかと思われます。

2つ目の資料の、第3分野に関連する資料として、今度オレンジ色が表になっている表を開けていただけますでしょうか。

令和8年4月1日施行で女性活躍推進法が改正されましたと大きく書いてある表ですけれども、男女の間の賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大というタイトルになっております。これは、企業の方が主に今までの改正前、改正後とございますが、301人以上が2項目から女性管理職比率に加えて2項目以上の公表に変わり、101人から300人につきましては、1項目以上公表に加え、女性の賃金差異と女性管理職の比率を加えて移行、以上の公表に、公表内容の拡大となっております。このように女性管理職の割合を増やそうという法律が変わっております。

「えるぼし」、「えるぼしプラス」などの企業の国に対する基準というものの見つめ直しが行われております。また、職場における女性の健康支援ということがございまして、これは、職場における女性の健康上の特性に関わる取り組みが望ましいということで載せられております。

この取り組みの中で、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革など、女性だけではなく労働者全体の対象として取り組むことも有効です。と書かれております。

また、これに関することとして、ハラスメント対策が強化されます。令和8年10月1日からカスタマーハラスメント対策の義務化というところで載せさせていただいております。

このように、国をあげて、会社の中の環境整備というものを整えていきながら取り上げが変わってきておりますということをご報告させていただいております。

ワーク・ライフ・バランスの認知制度のお話がございましたけれども、私どもも、国の制度の「えるぼし」と「かえるぼしプラス」とかにいかないまでも、区内で頑張っている企業を応援したいということで、ワーク・ライフ・バランス認定制度というのを今年度から立ち上げたという経緯がございまして、子育て、介護、女性活躍という3部門で頑張っている企業を応援したいということで取り組んでおります。

アドバイザー派遣が産業経済課に移行したという理由は、産業経済課の方で企業との結びつきが強みというところから後押しをしていただきたいとことで、数が少なかった件数が、産業経済課に移行後は、10以上の企業を超えるぐらい達成しているということ聞きまして、来年度も予算を増やして取り組みたいとなっているようでございます。

小さい認可の場合は就業規則を作らなくてもいいというところもございますので、就業規則を整えていただいて、働きやすい職場作りということで、企業の方にもご協力をいただいている、現状でございます。

会長：ありがとうございます。今の説明について、皆さんの方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。新しい葛飾の取り組みをご紹介いただけたかなと思いますが。

委員：今の説明で議事に残ると思うので、一部訂正で、就業規則を作成して労働基準監督署に届けなくてはいけないのは10人以上、10人未満は作成をしてもいいっていう、そのところ、5人じゃなくて、10のところでございます。以上でございます。

会長：いかがでしょうか。

委員：企業向けの施策のお話が出たので、資料3の2の33番の企業向けセミナー、こちら毎年やっているものだと思うのですが、今年度も実施されたと思うのですが、参加率は私もわからないのですが、なかなか参加者が伸びていないというところで、産業経済課とか企業との繋がりが深いところと、例えば共催とかにするとか、そういった形でもう少し参加者を伸ばせる事があったらいいのかなと思います。

企業の方に男女平等推進センターで男女平等に向けたみたいにとやると、なかなかこう参加が伸びなかったりして、男女平等からちょっと遠いところをやったりして伸ばすみたいなの、なんかちょっとこの本質から離れてしまいがちだったりするので、逆に、産業経済課とかでやって、きちんと内容を男女平等に絡んだようなことにするっていうような逆発想の方が本質達成に近づくのではないかなと思った次第です。

会長：ありがとうございます。

事務局：実は一番企業への啓発の関連が、講座としても非常になかなか参加者が伸び悩んでいるというのが現状でございます。

今年度につきましては、タイムマネジメントが、中小企業さんにとって、この切り口であれば、より関心を持っていただけるかなというところで、商工さんの方にご協力いただきながら、周知などさせて頂きました。しかしながら、集まる人数としては、時間帯でしたり、方法もあるのかもしれませんが、10名以下というような状況で講座が終了しました。ちょっと天候が悪かった部分もあったとは思っています。

産業経済課さんとの連動というところかと思いますので、産業経済課と人権推進課でこう両方でやっていこうというような機運の中からこの講座の割り振りというところが決まっていますので、今日いただいたご意見については、産業経済課にも情報提供してまいりたいと思います。ありがとうございます。

会長：お願いいたします。

委員：今のセミナー関連で言いますと、葛飾商工会議所、葛飾区の場合はですね、商工会と区の一体感っていうのはとても強くて、商工会をうまく使っていただいて周知、案内をしていただければと思いますし、それから、区長と直接施策について年に1回、産業別にお話をする機会があって、おそらくこの新しい策の話に入ると思うのですけれども、だからセミナーの案内もですね。例えば私、クラシック工業連合会あるいはゴム工業会とか様々な団体があり、それが一つのお手前として連合会的なものを組織として立っていますので、そういうルートからのご案内できると思います。よろしくお願いします。これも産業経済課に相談していただくといいと思います。

会長：そこで、ジェンダーの視点が入っていくと相乗効果としていいかなと思います。

次に、次回開催についてという事でしょうか。お願いいたします。

事務局：次回につきましては、7月23日 木曜日午後3時から5時まで、こちらの会場の多目的ホールの方で開催したいと思っています。

会長：これで本日はよろしいでしょうか。

事務局：ご報告が1つ抜けてしまいまして申し訳ありません。令和8年度の委員改正につきましては、一般の公募は「広報かつしか」で4月25日以降に掲載をさせていただきたいと思っております。

皆様の委員任期が7月30日までとなつてございますので、他の団体からのご推薦をいただく場合には追って準備を進めていきたいと考えているところです。

会長：ありがとうございます。今回は、宿題なし、大きな骨子、方向性は皆様のご協力により固めることができました。ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年度第5回葛飾区男女平等推進審議会を終了させていただきます。長時間にわたりご出席いただきまして、どうもありがとうございました。Zoomのご参加の皆様もありがとうございました。

7. 閉会

以上